

## 9月1日から10月31日までは「秋さけ密漁防止月間」です。

北海道も9月に入り、秋の気配が感じられる季節となりました。

毎年、この時期になると本道の沿岸域には多くの秋サケが来遊し、産卵のために河川に遡上する姿が季節の風物詩として、よく見られるところです。

しかし、秋サケの来遊とともに、秋サケの採捕が禁止されている河口付近等の海面や、内水面での密漁は毎年後を絶たず、取締機関による検挙者も多数いるところです。

このため、道では9月1日～10月31日までを「秋さけ密漁防止月間」と定め、密漁の未然防止のための啓発活動を行うとともに、取締機関や民間団体等と連携しながら、巡回パトロールや指導取締り等の活動を行うこととしています。

皆さんにおかれましても、秋サケ資源の保護と密漁の撲滅に向けた取組みにご理解頂くとともに密漁者を見つけた場合には、最寄りの警察署や（総合）振興局水産課、漁協に連絡をして頂くなどご協力をお願いします。

また、サケの引っ掛け釣りの情報が多く寄せられていますが、引っ掛け釣りは禁止されていますので、絶対に行わないでください。

注  
意

!!

- 河口付近等の海面や内水面において、サケ・マスを採捕することは禁止されております。
  - これに違反して採捕したサケ・マス(卵を含む。)又はその製品は、所持し、又は販売してはなりません。
  - また、海面・内水面にかかわらず、引っ掛け釣りは禁止されています。(針の種類によらず、釣り方により違法となる場合があります)
  - 違反した者はその内容に応じ、最高で懲役3年以下・罰金300万円以下の罰則が適用されます。
- ※ 令和2年12月1日付けの改正漁業法の施行により、懲役3年以下・罰金300万円以下の罰則に引き上げられました。